

つ羅馬の「パトリアルフ」ハ「ババ」と稱せり（此名稱は今に至るまでアレキサンドリヤの「パトリアルフ」の尊稱たり）此の如く順序又於て差異あるも權理に於てハ更ニ等差なく且つ教會治理上ニ關してハ「パトリアルフ」の權理他の諸主教又對して遙ニ其上より出るも教會法律上の關係に於てハ皆相均くして此差異ハ單ニ主教の同一階級の種類の相異なるを示す又過ぎモ其の特有の權理即ち司祭及び補祭を按手し并ニ共同して主教を按手し聖堂、代案、聖膏を聖とするの權理ハ諸主教の均く有せし所又して今日ニ至りて亦然りとす然るニ年月の経過するニ従ひ特ニ第七世紀の頃より世の形勢ニ伴ふて「パトリアルフ」の位置ニ變更を來せりアレキサンドリヤ、アンティオヒヤ、イエルサリムの「パトリアルフ」の管轄ニ屬する國々ハ亞剌比亞人なるマホメット人及び蠻夷の民アリアン人に蹂躪せられて復恢復する乙と能ひざるニ至れり又コインスタンティノポルの「パトリアルフ」の管轄せ

る所ハ其區域縮少せざるも數十年間打續きたる聖像廢毀の爭乱と正教を奉せざる皇帝の窘逐とに由りて「パトリアルフ」の尊嚴大ニ毀損せられ其權勢甚衰ひたり羅馬パトリアルフの區域ハ之ニ反して西歐羅巴全州ニ擴まり羅馬ババの權勢大に張れり

羅馬ハ曾て大羅馬國の首府たりきコインスタンティン大帝が都をコインスタンティノポルニ移せしより羅馬ハ其權威の幾分を失ひたること疑なしと雖モ帝權の衰ふると共ニ「ババ」の權勢日と追ふて盛大と爲れり東方に於てハ重要な教座の公認せられたる同等の權利を重んじて一主教が他の主教を凌駕するが如き事なかりしに西方ニ於てハ古都たり且つ惟一の使徒の教座たる羅馬主教ニ頤頑するものなかりき西方の基督教徒ハ羅馬主教を以て眞誠なるニケヤ信經の重なる代表者及保護者ニ見做し又野蠻民ハ大國の首府たる羅馬の名を聞きて更ニ

恭敬の念を起し羅馬主教を以て全基督教社會の首領と見做せり羅馬帝國の頽敗の地又其國を創立せる新人種歐羅巴の新立國ハ羅馬ハバを尊崇すること最も深くアフリカ、西班牙、佛蘭西の神品等ハ「ハバ」又哀願して救援を求めたり且つ東方よりも教會の紛争窘逐等の時又際して主教の羅馬又至りて「ハバ」又救援を求め冤枉を伸べん事を請ひたる者亦少なからず此の如き勢なるを以て羅馬ハバ全基督教社會の保護者西方又於ける教會の君主を見做されたるに蓋し當然なり加之ならモ羅馬ハバの富亦饒かなるを以て廣く貧困者を救濟するを得飢餓洪水其他の災難ある毎に「ハバ」の補助を求め又野蠻民の侵攻せし時又ハバ出てゝ能く猛烈なる戰勝者の怒を鎮めたり是を以て伊太利の人々人民ハ自然ハバの權を以て當時争乱變遷の世又際して獨り恃む足るものと見做し「ハバ」より救援補助を求むるを得べしと信するよ至れ

り而して羅馬ハバハ亦巧ニ此好機を利用して己の勢威を張り此世の利益を占ひるを務めたり此の如くにして羅馬の神靈的の權勢ハ其の失ひたる國權の頽趾又固定せり

第九世紀の中葉に至り基督教の初世紀即ち使徒ペトルの門弟主教クリメント時代又出でたりと稱する教會の諸法規書翰等の編纂したるもの世に出でたりしが「ハバ」の占有せんと欲せし權利特權ハ皆此の法規又て確められたり此法規ハ第七世紀又住せし主教イシドルの編纂に係るものなりとせしを以て後世之をイシドルの偽律例と稱す此律例は何人の何處又於て編纂したるものなるやハ明かならず其の偽物たること現然たるにも拘ハラズ西教會ハ之を教會法中に編入し「ハバ」ハ之を以て神立の法と爲せり此法又依れハ「ハバ」ハ最高等の主教にして他の主教ハ皆「ハバ」より其權を授かり主教ハ其旨を奉ずるの器械に

して唯々諾々之ひ從ひざるを得ず「ババ」ハ獨り主教を任免し公會を召集するの權理を有し「ババ」の認知承諾を經ずして作りたるの律例ハ其効なし基督教自ら之を立て、全基督教會の首領と爲したるが故なりとす。然れども東方敎會ハ此の「ババ」首領説を可認せし古傳を守ること頗る堅くして常々羅馬「ババ」の關涉を排斥せり故に「ババ」輩ハ東敎會を屈服することを以て首要の目的となせしに第九世紀の末此目的を達するを得べきが如き機會至れりコンスタンティノボルの敎會ミ偶像廢毀の争乱漸く止んて人々安堵の思を爲すと間もなく新ニ党派の争起りて兩党共々自ら「ババ」ヨ東敎會の内事ミ關涉するの機會を予へたり。當時コンスタンティノボルの「パトリアルフ」をイグナティイと云ひ硬直の人なりければ攝政ワルダの行正しからざるを見て常々之を諫めたり。

しが一日ワルダが公然邪なる事を行ひ大に民の惑を生トたるより聖体を領ぐることを禁せしにワルダ怒りて悉々其位を斥ぞけたり而してイグナティイの位を黜けらるゝよ及んでフテイハ相當の順序を経て「パトリアルフ」の位に擧げられたりフテイハ曾て顯要の地位を占めたる人として才識絶倫深く神學の蘊奥を究めたり動もすれば敎會の爭論を爲すの傾きあるコンスタンティノボルの人民ハ「パトリアルフ」イグナティイとフテイの間々党を分ちて囂々正邪を争ひ遂にコンスタンティノボル又地方公會を開きて其爭論を絶たんとし羅馬「ババ」をも招けり當時のペーニコライ一世なりしがニコライハ全基督教會ハ「ババ」の管理する所として「ババ」は神靈上の大權を握り且つ基督の代理者なるを以て凡そ德義法を犯す者并に敎會の秩序を破る者ハ其の何人たるを問はず且つ何處に於て之を行ふ又拘へらむ皆必ず「ババ」の裁決審

判すべき者たるを自信すること最も深かりきニコライ自らコンスタントイノボルの公會より赴かすして代理者を遣へせり斯くて公會ハフテイのバトリアルフ又舉げられたるを可認し「パパ」の代理者亦之と同意を表せし又「パパニコライ」之を喜ばず己の代理者を譴責し自ら公會の決議を變更するの權ありとし以て己の權威公會の上にあるを示せり此時又羅馬とコンスタンティノボルの教座の間にボルガリヤ教會の事とよ關して爭論起れりフテイハ殊々スラヴァン民と教を傳ふることを慮れりコンスタンティノボルにて古より露西亞人の事を知りしがフテイの時代露西亞人大舉してボスホル海より襲ひ來りしに人民の祈禱に由り暴風起りて之と斥ぞけたり「勝たれぬ力を保つの主や」云々のカノンハ此事件又因みて作られたるものなりと云ふフテイハ當時キエフ又宣教師を送りてアスコルド及びデイルに説かしめたりとの説あ

り此時會々ボルガリヤ王ボリス希臘皇帝ミハイル又宣教師をボルガリヤ又遣へさんことを請ひけれバフテイハスラヴァン語と通せるソルンの人キリール及メフテイの兄弟を選びて之を遣へせしに二人の盡力又由りてボルガリヤ及モラウヤニ正教ハ扶殖せられ二人ハ當國の方言を以て教を傳へ且つ聖書并に奉神禮書を譯せり然るよ此地方ハ羅馬教會の管理又屬せしが此時羅馬教會又ハ奉神禮を行ふより唯希伯來語希臘語羅匈語のみを以てすべしとの說固定しければ當時權勢と張るに汲々たる「パパ」ボルガリヤ又「おれ」の教會の司祭を遣へ悉く東教會の司祭を放逐し彼等のボルガリヤ人に授けたる教會の機密を無効なりと公言せり

羅馬「パパ」の此の如き關涉又屈服するハ固より正教會の忍ぶ能ハざる所にして必ず其の曲を責めざるべからず是よりてフテイハコンス

タンティノボルニ公會を設け(八百六十七年)たりしが西教會よりも三人の主教來りて此に會せり此公會ハ「ババ」の東教會に遣へせし書中よ詳述せる關涉を審査して「ババニコライ」を主教の任又當らざる者と判決し之又教會の親與を絶ちたり此後フライハ東方の「バトリアルフ」等又書を送りて「ババ」の不法の關涉を痛責し且つ西教會の容忍したる正教に背くの箇條を列舉せり其の正教又背くの最も重なる者ハ信經の第八條又『及子』(Filioque)の語を插入したる事と此語を以て言顯へされたる聖神の父及子より出つるの教なり第六世紀又ウエスト、ゴット人が西班牙を征服して基督教を奉せしときトレド又開きし地方公會又於て始て悉又此語を信經又附加せり抑も此を附加せしハ聖三者の三位を其本位に由りて別ちたるアリイ教の説を預防せんが爲め定理を説明するの方便として臆出せしものなるに新又異端の解釋を生ずるの發端

と爲れり全地公會ハ一たび聖三者の定理を確定して其議決を萬世不易と爲じ以て新に誤解を生することなからしめんとせり然る西教會にハ西班牙の信經附加盛んに行はれ「ババ」オ三世ハ初め之を排斥したるも後ち「ババ」が己を教會の首領と爲すに及び定理として之を探用せり東正教會ハ全地公會の教を守ること堅く斷乎として之を採用せざりきフテイハ此の正教に背反する箇條の外羅馬教會に行はれたる他の弊害を痛責せしが就中司祭の結婚せざるの義務と土曜日よ齋を守る事の如き最も其の重なるものなり之を羅馬教會と東正教會との分裂の發端とす後世起りたる所の事情ハ兩教會を調和するよ至らず羅馬「ババ」の權勢を張らんとするの念益々募るよりして分裂の勢亦益々盛んなりき此分裂たる正教を奉ずる基督教徒の痛嘆する所にして正教會ハ祈禱の間兩教會一致して基督

教會へ一群と爲り一牧者を戴かん事を祈るなり然れども正教會は主耶穌基督を惟一の牧者及教會の惟一の首たりと確信するを以て一羅馬教會の代表者を戴きて全教會の爲め基督の不能過的代人と認むる能はず

正教會へ内部の争乱紛擾と外部の危難又遭遇して能く基督の聖教を完全潔白又守れり新なる人種スラヴァン民へ之より教の聖なる寶を受け而して其の之を受くるや誠又完全又して一弊害だも之より伴へを使徒の言ふが如く人の言とせば乃ち誠又神の言として(帖撒前書二の十三)之を受けたりスラヴァン民へ夙に東方又向ひて光を求めし又教會へ之より聖書を示し方言を以て奉神禮を行ひしめ西教會又於けるが如く一人の意見又唯命之れ從へず神の言と全地公會の万世不易の制規を遵守すべきを教へ而して主ハ彼等の爲又亞使徒キリール及メフチディの兄弟な

る偉大の宣教師を起せり

ウザンティヤハ此の如くにして其の至難の任を盡せり七全地公會へ教會の教を闡明し定理を確定し且つ教會定理の表現たる諸儀式を制定せり此時又當りて將來スラヴァン民族の最も強大なる國と爲り其の托せられたる眞理の最も確實なる守護者と爲るべき露西亞も亦基督正教を受けたり當時露西亞へ宛も漸く其國を成したる時にして基督教の深く民心に入りて其國風民俗の基礎と爲れり基督教國民と爲るゝ露國民の首眼とする所にして露國史家の鼻祖が他國民の風習を列舉しつゝ自國の事を評して「吾人の唯一の律法を有す皆基督又於て洗禮を領け基督を衣たり」と云ひ以て其意を明示せり

基督正教會史畢

明治廿六年六月廿五日印刷

明治廿六年七月一日發行

發行所 正教會編輯局

上 田 將

發行譯者

印刷者

岡本利三郎

東京市神田區駿河臺
東紅梅町九番地

拾丁目四番地 駿河町

露國

デミトリイ、ソコロフ著

上田將譯

○舊約聖歴史

全一冊

定價金二十八錢
郵稅金八錢

本書ハ舊約聖書に基き世界創造の時より救主耶穌基督の降世に至るまでの人類の歴史を記せしものとして卷尾にハ舊新約記載せらるゝ地名畧圖、以色列人の埃及より迦南よ至るの旅行圖、大闢及所羅門時代の以色列國の圖等を添えたり

露國デミトリイ、ソコロフ著 上田將譯

全一冊

定價金二十八錢
郵稅金八錢

本書は新約聖書に基き救主耶穌基督の降誕より基督在世の行爲、教訓、受難、復活、昇天よ至るの事實を詳記したるものとして卷尾にハ舊新約聖歴史参考必用パレスティナ地圖并エエルサリムの細圖を添えたり

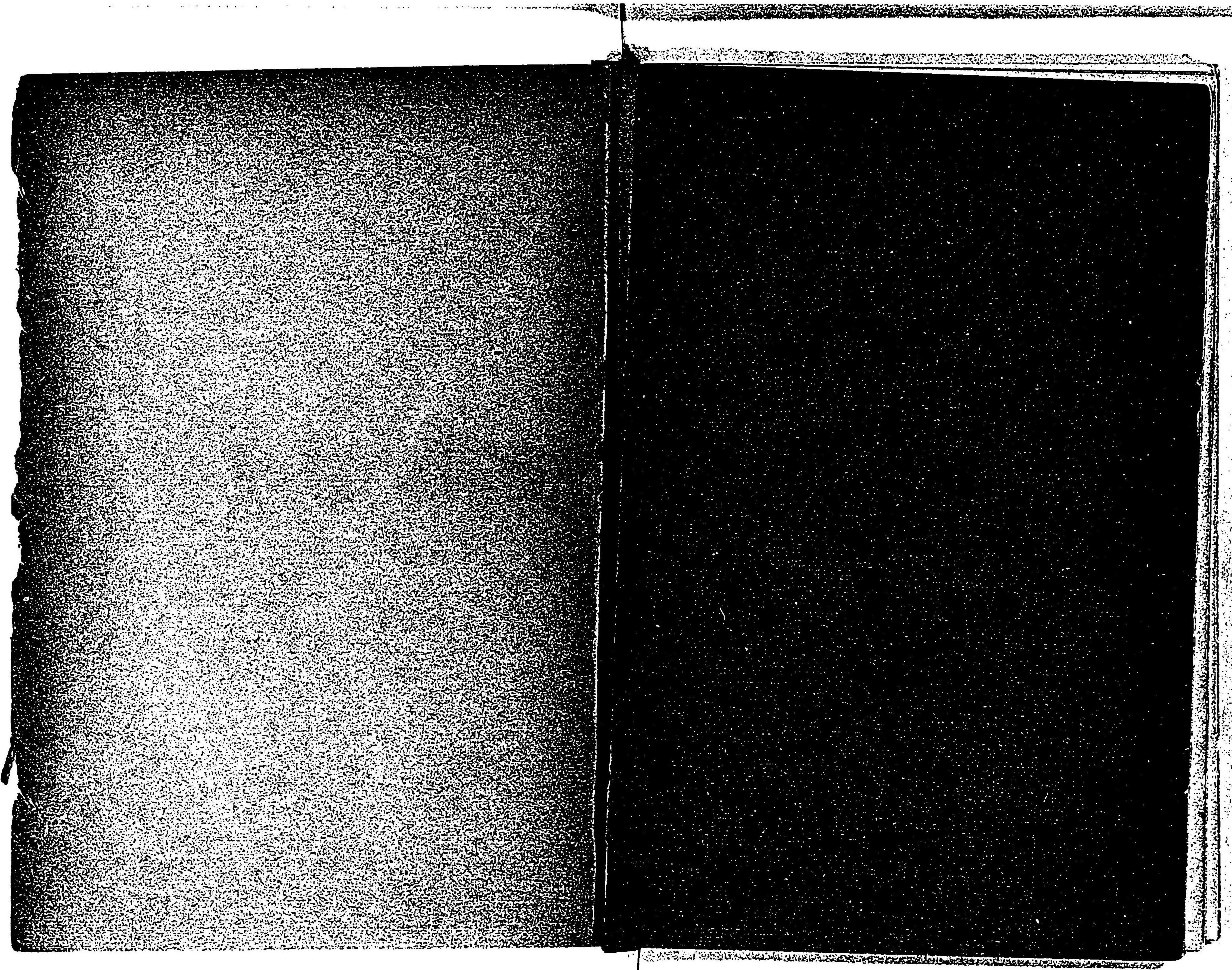
右二書より次ぎて必讀すべきハこの

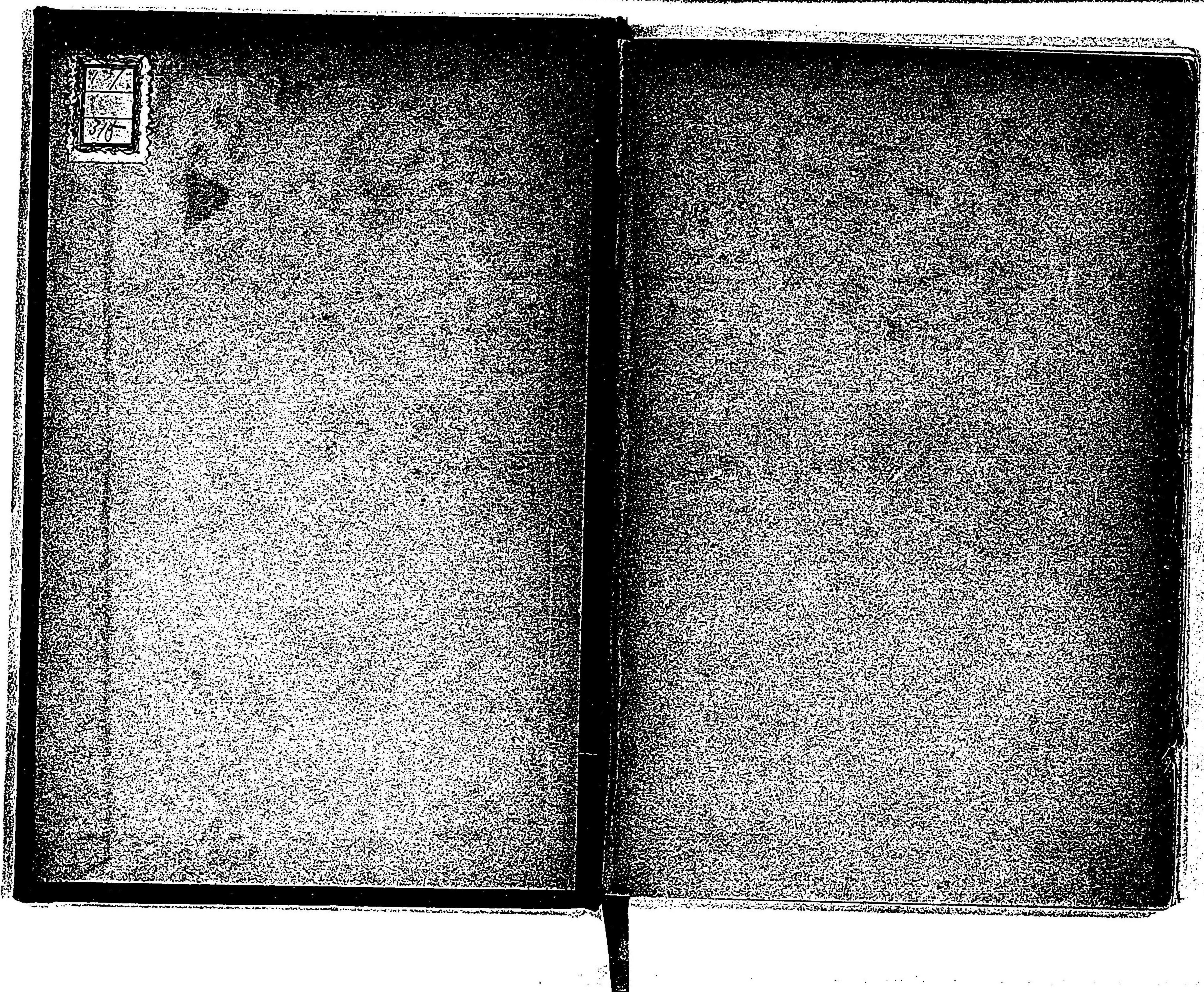
露國ボヘドノスツヨフ著 上田將譯

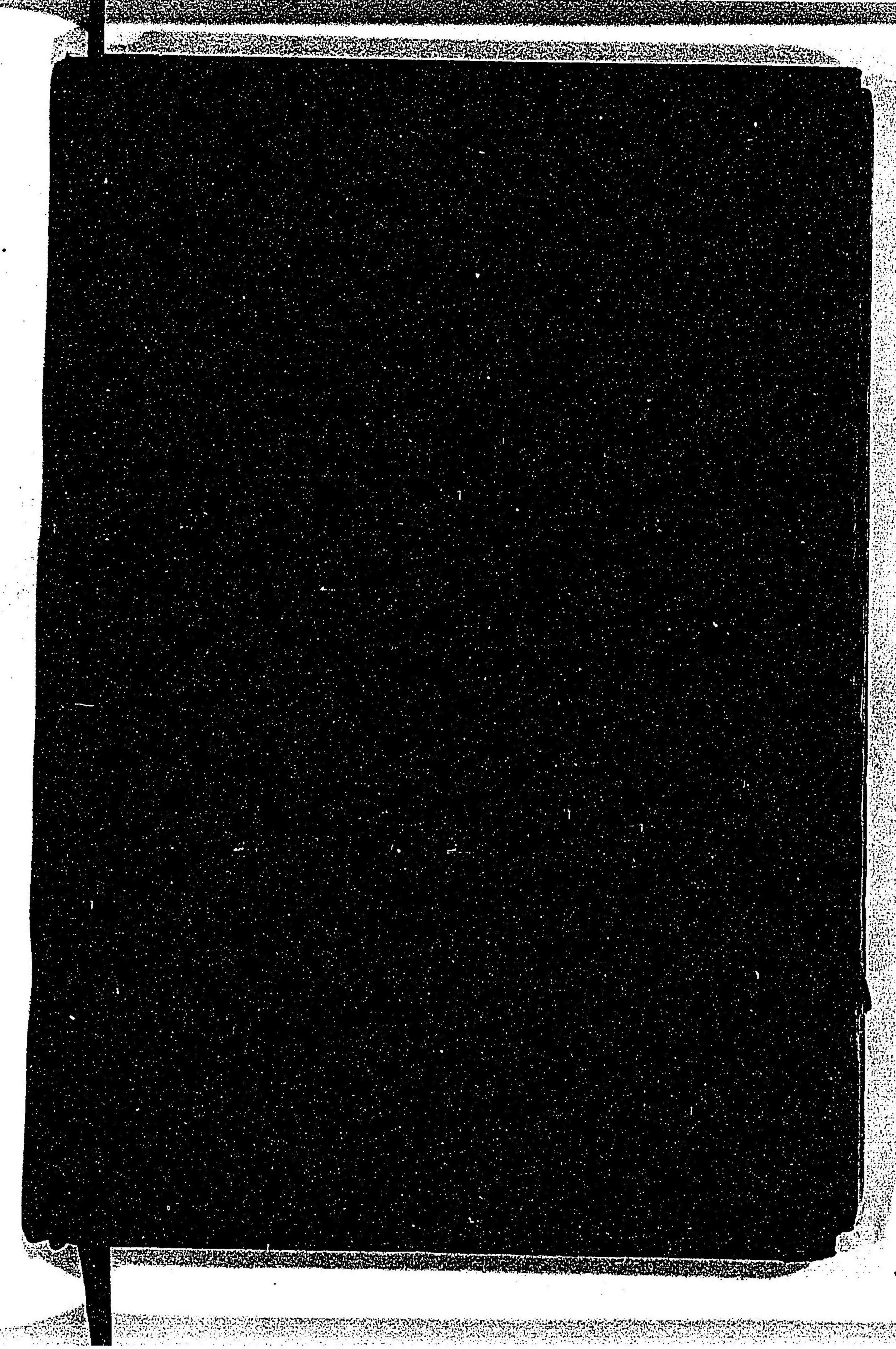
○基督正教會史

全一冊

なり序を追ふて右三書を通讀せば基督教會の全般の歴史を知るを得べし







020548-000-7

17-315

基督正教会史

ボベドノスツェフ/著

M26

ABI-0361



